# 各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の制式及び形状を定める内閣府令 （平成十五年内閣府令第五十四号）

#### 第一条（旭日章の制式及び形状）

旭日章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

#### 第二条（瑞宝章の制式及び形状）

瑞宝章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

#### 第三条（桐花大綬章の制式及び形状）

桐花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

#### 第四条（大勲位菊花大綬章の制式及び形状）

大勲位菊花大綬章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

#### 第五条（宝冠章の制式及び形状）

宝冠章、その副章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

#### 第六条（大勲位菊花章頸飾の制式及び形状）

大勲位菊花章頸飾の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

# 附　則

##### １

この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以降の日付をもって授与される勲章から適用する。

##### ２

各種勲章及び大勲位菊花章頸飾の図様（明治二十一年閣令第二十一号）は、廃止する。